

景観形成基準に基づく配慮事項（広告物の表示等）

	事 項	景 観 形 成 基 準	配 慮 の 内 容
共 通 す る 事 項	(1)基本的遵守事項	ア, 優れた景観の形成（地域の個性の尊重、周辺との調和） イ, 市町村条例との整合 ウ, 住民協定等との整合 エ, 周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある場合の景観検証	
	(2)位置	ア, 景勝地等及びその周辺地域における、行為地の選定に当たって配慮 イ, 優れた景観資源に近接する場合の保全に対する配慮 ウ, 主要幹線道路等からの後退 エ, 行為地が山稜の近傍にある場合、稜線を乱さないための配慮	
	(3)敷地の緑化	ア, 敷地内の緑化 イ, 既存樹木の修景への活用 ウ, 周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木による境界囲い	
	(4)その他	ア, 敷地内の施設間及び周辺との調和 イ, 屋外駐車場の出入口の限定と遮蔽 ウ, 屋外照明の光量 エ, 行為期間中の修景 オ, その他	

広告物の表示等	<p>主要道路、展望地等から見た場合、過度の広告表現による不調和や周辺の景観への著しい違和感を 生じないための配慮</p> <p>ア、建築物等に設置する看板、廣告塔等～</p> <p>必要最小限の大きさ及び設置箇所数</p> <p>建築物及び周辺景観との調和イ、廣告塔、野立看板等～</p> <p>支柱部分等の形態等への配慮</p> <p>必要最小限の高さ、大きさウ、垂れ幕等一時的な廣告、サインはできる限り行わないやむを得ず表示する場合、建築物等との調和エ、螢光色の使用はできる限り避ける</p> <p>オ、地面に接して設置する場合、足回りの修景、緑化</p> <p>カ、必要最小限の文字の大きさキ、ネオンサインを設置する場合、昼間の景観への配慮</p> <p>ク、広告看板等と一体となる建築物等の形態等の配慮</p> <p>ケ、指定地域基本計画に沿った景観形成に対する配慮</p> <p>コ、窓等の内側からの表示は避ける</p> <p>サ、その他</p>	
---------	---	--